

教委 5－1

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例第3条第1項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成8年4月1日
審 査 基 準 農村環境改善センターの使用の許可は、条例第4条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備若しくは備品等を滅失し、又は破損するおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。 また、センターの設置の目的から判断して不適当な使用の目的又はその形態等であれば、許可しない場合もある。 変更日 平成24年4月1日			

教委 5－2

許認可等の内容	既納使用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例第8条ただし書		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成8年4月1日
審 査 基 準 既納使用料の返還は、条例第8条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。 1 災害又は使用者の責めに帰さない理由に基づいて使用を中止したとき。 ここで、「使用者の責めに帰さない理由」とは、災害などによりセンター自体に使用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により使用できない場合などをいう。 2 1に準ずるような事由により特に返還することを適当と認めたとき。 なお、返還する額は、上記1の場合は全額とし、上記2の場合は個々のケースにより判断する。			

教委 5－3

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市東部研修センターの設置及び管理に関する条例第3条第1項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成8年4月1日
審 査 基 準 東部研修センターの使用の許可は、条例第4条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備若しくは備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。 また、東部研修センターの設置の目的から判断して不適当な使用の目的又はその形態等であれば、許可しない場合もある。 変更日 平成24年4月1日			

教委 5－4

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市東部研修センターの設置及び管理に関する条例第6条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成12年4月1日
審 査 基 準 使用料の減免は、条例第6条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに減免を行うものとする。 1 市又は市の機関が主催する行事に使用するとき。 2 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用するとき。 3 その他特に教育委員会が必要と認めるとき。			

教委５－５

許認可等の内容	広告等の掲示又は配布の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市東部研修センターの設置及び管理に関する条例第８条第１項第２号		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	７日	設 定 日	平成１２年４月１日
審 査 基 準 広告等の掲示又は配布の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 １ 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 ２ センターで当該行為を行う必要性があり、かつ、センターの用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、講演会等を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における講演会等のポスターの掲示又はチラシの配布などがある。			

教委５－６

許認可等の内容	物品販売等の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市東部研修センターの設置及び管理に関する条例第８条第１項第３号		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	７日	設 定 日	平成８年４月１日
審 査 基 準 物品販売等行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 １ 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 ２ センターで当該行為を行う必要性があり、かつ、センターの用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における講師の著書の販売などがある。			

教委５－７

許認可等の内容	既納使用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市東部研修センターの設置及び管理に関する条例第９条ただし書		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	７日	設 定 日	平成８年４月１日
審 査 基 準 既納使用料の返還は、条例第９条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。 具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。 1 使用者の責めに帰さない理由により使用を中止したとき。 ここで、「使用者の責めに帰さない理由により使用を中止したとき」とは、地震、台風などによる災害などによりセンターが使用不能になった場合や、これらの災害などによる交通遮断などにより使用できない場合などをいう。 2 １に準ずるような理由により特に返還することを適当と認めたとき。 なお、返還する額は、上記１の場合は全額とし、上記２の場合は個々のケースにより判断する。			

教委５－８

許認可等の内容	特別な設備等の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市東部研修センターの設置及び管理に関する条例第１０条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	７日	設 定 日	平成８年４月１日
審 査 基 準 特別な設備等の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 センターに当該設備等を設ける必要性があり、かつ、センターの用途、目的を妨げないと認められること。 3 容易かつ確実に原状に回復することができると認められること。			

教委 5－9

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成16年11月1日
審 査 基 準 コミュニティ施設の使用の許可は、第4条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又はコミュニティ施設設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。 変更日 平成24年4月1日			

教委 5－9－2

許認可等の内容	利用の許可（国府町コミュニティセンター、佐治町コミュニティセンター）		
根拠法令及び条項	鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例第15条第2項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	7日	設 定 日	令和6年4月1日
審 査 基 準 コミュニティ施設の利用の許可は、第4条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又はコミュニティ施設設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。 変更日 令和8年4月1日			

教委 5－10

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例第6条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成16年11月1日
審 査 基 準 使用料の減免は、条例第6条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。ここで、「公益上特に必要と認める」とは、コミュニティ施設の設置目的から判断して使用料を減免することが公益的見地から妥当であることをいい、次のような場合などがある。 これに該当するときは、減額の程度を全免とする。 1 市又は市の機関が主催する行事に使用するとき。 2 その他特に教育委員会が必要と認めるとき。			

教委 5－10－2

許認可等の内容	利用料金の減免（佐治町コミュニティセンター）		
根拠法令及び条項	鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例第17条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	7日	設 定 日	令和6年4月1日
審 査 基 準 利用料金の減免は、次のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 市又は市の機関が主催する行事に利用するとき。 2 その他特に教育委員会が必要と認めるとき。			

教委 5-10-3

許認可等の内容	利用料金の減免（国府町コミュニティセンター）		
根拠法令及び条項	鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例第 17 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標 準 処 理 期 間	14 日	設 定 日	令和 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
利用料金の減免は、次のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。			
対象者・利用目的	利用区分	減免対象料金	減免率
市又は市の機関が主催する行事	練習・準備・本番	施設利用料 冷暖房利用料	100%
市内にある学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（高等学校及び大学を除く）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設の幼児、児童又は生徒が利用する場合。	練習・準備・本番	施設利用料 冷暖房利用料	100%
市内にある社会教育団体、社会体育関係団体が非営利目的で利用する場合。	練習・準備・本番	施設利用料 冷暖房利用料	100%
地区公民館グループ、町内自主活動グループが非営利目的で利用する場合。	練習・準備・本番	施設利用料 冷暖房利用料	100%
国の機関又は地方公共団体の主催で、その目的が公益のために利用する場合。	練習・準備・本番	施設利用料 冷暖房利用料	100%
鳥取市又は鳥取市教育委員会が後援する行事	練習・準備・本番	施設利用料 冷暖房利用料	100%
障がい者、要介護者が利用する場合。（身体障がい者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者が利用者の 1 割以上のとき）	練習・準備・本番	施設利用料 冷暖房利用料	100%
一般財団法人鳥取市教育福祉振興会が主催事業で利用する場合。	練習・準備・本番	施設利用料 冷暖房利用料	100%
若手アーティスト支援事業 39 歳以下の（※）鳥取市芸術家バンク登録者が、その登録内容で利用するとき （出演者の過半数が 39 歳以下であること）	練習・準備	施設利用料	75%
		冷暖房利用料	50%
	本番	冷暖房利用料	
その他特に理事長が必要と認める場合。	個々のケースにより判断		

教委 5-11

許認可等の内容	既納使用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例第7条ただし書		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 既納使用料の返還は、条例第7条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。 具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。 1 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。 ここで、「使用者の責めに帰さない理由」とは、災害などによりコミュニティ施設自体に使用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により使用できない場合をいう。 2 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。 なお、返還する額は、上記1の場合は全額とし、上記2の場合は使用前3日までに使用許可の取消しを申し出た場合は全額とし、使用の開始前に使用許可の取消しを申し出たときは半額とする。			

教委 5-11-2

許認可等の内容	利用料金の返還（佐治町コミュニティセンター）		
根拠法令及び条項	鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例第18条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	令和6年4月1日
審 査 基 準 利用料金の返還は、次のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 利用者の責めに帰さない理由により利用できないとき。 ここで、「利用者の責めに帰さない理由」とは、災害などによりコミュニティ施設自体に利用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により利用できない場合をいう。 2 利用の開始前に、利用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。 なお、返還する額は、上記1の場合は全額とし、上記2の場合は利用前3日までに利用許可の取消しを申し出た場合は全額とし、利用の開始前に利用許可の取消しを申し出たときは半額とする。			

教委 5-11-3

許認可等の内容	利用料金の返還（国府町コミュニティセンター）		
根拠法令及び条項	鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例第 18 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	令和 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 利用料金の返還は、返還に特別な事由があると認められるかどうかについて審査し、決定する。 具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。 1 利用者の責めに帰さない理由により利用できないとき。 ここで、「利用者の責めに帰さない理由」とは、災害などによりコミュニティ施設自体に利用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により利用できない場合をいう。 2 利用の開始前に、利用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。 なお、返還する額は、上記 1 の場合は全額とし、上記 2 の場合は利用前 3 日までに利用許可の取消しを申し出た場合は全額とし、利用の開始前に利用許可の取消しを申し出たときは半額とする。 3 前項にいう「利用の開始前」とは、当該催し物の開幕、または主催者の開会のあいさつの開始、若しくは演奏会などの開始をいう。			

教委 5-12

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例第 10 条第 1 項第 4 号		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 コミュニティ施設で当該行為を行う必要性があり、かつ、コミュニティ施設の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。			

教委 5-12-2

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可（国府町コミュニティセンター、佐治町コミュニティセンター）		
根拠法令及び条項	鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例第 10 条第 1 項第 4 号		
担当課	生涯学習・スポーツ課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7 日	設定日	令和 6 年 4 月 1 日
審査基準 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「利用の許可（国府町コミュニティセンター、佐治町コミュニティセンター）」の審査基準を満たしていること。 2 コミュニティ施設で当該行為を行う必要性があり、かつ、コミュニティ施設の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可（国府町コミュニティセンター、佐治町コミュニティセンター）」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。 変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5-13

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市国府町土地区画整理記念館の設置及び管理に関する条例第 3 条第 1 項		
担当課	生涯学習・スポーツ課	処分権者	教育長
標準処理期間	7 日	設定日	平成 16 年 11 月 1 日
審査基準 記念館の使用の許可は、第 4 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 及び 2 の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は記念館設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。 変更日 平成 24 年 4 月 1 日			

教委 5－14

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市国府町土地区画整理記念館の設置及び管理に関する条例第6条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成16年11月1日
審 査 基 準 使用料の減免は、条例第6条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。ここで、「公益上特に必要と認める」とは、記念館の設置目的から判断して使用料を減免することが公益的見地から妥当であることをいい、次のような場合などがある。 これに該当するときは、減額の程度を全免とする。 1 市又は市の機関が主催する行事に使用するとき。 2 その他特に教育委員会が必要と認めるとき。			

教委 5－15

許認可等の内容	既納使用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市国府町土地区画整理記念館の設置及び管理に関する条例第7条ただし書		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	14日	設 定 日	平成16年11月1日
審 査 基 準 既納使用料の返還は、条例第7条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。 1 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。 ここで、「使用者の責めに帰さない理由」とは、災害などにより記念館自体に使用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により使用できない場合をいう。 2 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。 なお、返還する額は、上記1の場合は全額とし、上記2の場合は使用前3日までに使用許可の取消しを申し出た場合は全額とし、使用の開始前に使用許可の取消しを申し出たときは半額とする。			

教委 5－16

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市国府町土地区画整理記念館の設置及び管理に関する条例第 10 条第 1 項第 4 号		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 記念館で当該行為を行う必要性があり、かつ、記念館の用途、目的を妨げないと認められること。 具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。			

教委 5－17

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町会館の設置及び管理に関する条例第 3 条第 1 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 会館の使用の許可は、第 4 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 及び 2 の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は会館設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。			
変更日 平成 24 年 4 月 1 日			

教委 5-18

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町会館の設置及び管理に関する条例第6条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成16年11月1日
審 査 基 準 使用料の減免は、条例第6条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。ここで、「公益上特に必要と認める」とは、会館の設置目的から判断して使用料を減免することが公益的見地から妥当であることをいい、次のような場合などがある。 これに該当するときは、減額の程度を全免とする。 1 市又は市の機関が主催する行事に使用するとき。 2 その他特に教育委員会が必要と認めるとき。			

教委 5-19

許認可等の内容	既納使用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町会館の設置及び管理に関する条例第7条ただし書		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	14日	設 定 日	平成16年11月1日
審 査 基 準 既納使用料の返還は、条例第7条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。 1 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。 ここで、「使用者の責めに帰さない理由」とは、災害などにより会館自体に使用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により使用できない場合をいう。 2 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。 なお、返還する額は、上記1の場合は全額とし、上記2の場合は使用前3日までに使用許可の取消しを申し出た場合は全額とし、使用の開始前に使用許可の取消しを申し出たときは半額とする。			

教委 5-20

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町会館の設置及び管理に関する条例第 10 条第 1 項第 4 号		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 会館で当該行為を行う必要性があり、かつ、会館の用途、目的を妨げないと認められること。 具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。			

教委 5-21

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町地域活性化センターの設置及び管理に関する条例第 3 条第 1 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 12 月 27 日
審 査 基 準 センターの使用の許可は、第 4 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 及び 2 の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又はセンター設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。			
変更日 平成 24 年 4 月 1 日			

教委 5-22

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町地域活性化センターの設置及び管理に関する条例第7条第1項第4号		
担当課	生涯学習・スポーツ課	処分権者	教育長
標準処理期間	7日	設定日	平成16年12月27日
審査基準 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 センターで当該行為を行う必要性があり、かつ、センターの用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。			

教委 5-23

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	さじアストロパークの設置及び管理に関する条例第4条第1項		
担当課	生涯学習・スポーツ課	処分権者	教育長
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
審査基準 さじアストロパークのうち、別表に掲げる施設の使用の許可は、第5条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又はさじアストロパーク設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。 変更日 平成24年4月1日 変更日 令和8年3月23日			

教委 5-24

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	さじアストロパークの設置及び管理に関する条例第7条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成16年11月1日
審 査 基 準 使用料の減免は、条例第7条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。ここで、「公益上特に必要と認める」とは、さじアストロパークの設置目的から判断して使用料を減免することが公益的見地から妥当であることをいい、次のような場合などがある。 これに該当するときは、減額の程度を全免とする。 1 市又は市の機関が主催する行事に使用するとき。 2 市内にある学校教育法による学校（高等学校及び大学を除く。）の学校教育活動の一環として、幼児、児童又は生徒が使用するとき。 3 その他特に教育委員会が必要と認めるとき。 変更日 令和8年3月23日			

教委 5-25

許認可等の内容	既納使用料の返還		
根拠法令及び条項	さじアストロパークの設置及び管理に関する条例第8条ただし書		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	14日	設 定 日	平成16年11月1日
審 査 基 準 既納使用料の返還は、条例第8条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。 1 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。 ここで、「使用者の責めに帰さない理由」とは、災害などによりさじアストロパーク自体に使用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により使用できない場合をいう。 2 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。 なお、返還する額は、上記1の場合は全額とし、上記2の場合は使用前3日までに使用許可の取消しを申し出た場合は全額とし、使用の開始前に使用許可の取消しを申し出たときは半額とする。 変更日 令和8年3月23日			

教委 5-26

許認可等の内容	特別な設備等の許可		
根拠法令及び条項	さじアストロパークの設置及び管理に関する条例第 11 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標 準 処 理 期 間	14 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 特別な設備等の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 さじアストロパークに当該施設等を設ける必要性があり、かつ、さじアストロパークの用途、目的を妨げないと認められること。 3 容易かつ確実に原状に回復することができると認められること。			
変更日 令和 8 年 3 月 23 日			

教委 5-27

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	さじアストロパークの設置及び管理に関する条例第 12 条第 1 項第 4 号		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 さじアストロパークで当該行為を行う必要性があり、かつ、さじアストロパークの用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。			
変更日 令和 8 年 3 月 23 日			

教委 5－28

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市気高町ロッジ緑の郷の設置及び管理に関する条例第3条第1項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成16年11月1日
審 査 基 準 緑の郷の使用の許可は、第4条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は緑の郷設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。 変更日 平成24年4月1日			

教委 5－29

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市気高町ロッジ緑の郷の設置及び管理に関する条例第6条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成16年11月1日
審 査 基 準 使用料の減免は、条例第6条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。ここで、「公益上特に必要と認める」とは、緑の郷の設置目的から判断して使用料を減免することが公益的見地から妥当であることをいい、次のような場合などがある。 これらに該当するときは、減額の程度を全免とする。 1 市又は市の機関が主催する行事に使用するとき。 2 その他特に教育委員会が必要と認めるとき。			

教委 5－30

許認可等の内容	既納使用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市気高町ロジック緑の郷の設置及び管理に関する条例第 7 条ただし書		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 既納使用料の返還は、条例第 7 条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。 具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。 1 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。 ここで、「使用者の責めに帰さない理由」とは、災害などにより緑の郷自体に使用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により使用できない場合をいう。 2 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。 なお、返還する額は、上記 1 の場合は全額とし、上記 2 の場合は使用前 3 日までに使用許可の取消しを申し出た場合は全額とし、使用の開始前に使用許可の取消しを申し出たときは半額とする。			

教委 5－31

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市気高町ロジック緑の郷の設置及び管理に関する条例第 10 条第 1 項第 4 号		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 緑の郷で当該行為を行う必要性があり、かつ、緑の郷の用途、目的を妨げないと認められること。 具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。			

教委 5－32

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市用瀬町青年会館の設置及び管理に関する条例第3条第1項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成16年11月1日
審 査 基 準 会館の使用の許可は、第4条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は会館設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。 変更日 平成24年4月1日			

教委 5－33

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市用瀬町青年会館の設置及び管理に関する条例第7条第1項第4号		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成16年11月1日
審 査 基 準 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 会館で当該行為を行う必要性があり、かつ、会館の用途、目的を妨げないと認められること。 具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。			

教委 5－34

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例第9条第1項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	7日	設 定 日	平成8年4月1日
審 査 基 準 文化センターの使用の許可は、条例第10条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備若しくは備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 文化活動ブースにあっては、第8条第2項の規定により選考された者以外の者から申込みがあったとき。 5 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障があると認めるとき」とは、1から3までの場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。 また、鳥取市文化センターの設置の目的から判断して不適当な使用の目的又はその形態等であれば、許可しない場合もある。 変更日 平成18年9月1日 変更日 平成24年4月1日 変更日 令和6年4月1日			

教委 5-35

許認可等の内容	利用料金の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例第 12 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標 準 処 理 期 間	14 日	設 定 日	平成 16 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
利用料金の減免は、次のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。			
対象者・利用目的	利用区分	減免対象料金	減免率
一般が主催する行事	練習・準備	施設利用料金	50%
障がい者、要介護者等が利用するとき (身体障がい者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者、及びその付添人が利用者の 1 割以上のとき)	練習・準備	施設利用料金	75%
	本番		50%
市又は市の機関が主催又は共催する行事 (毎年度又は、連続して減免していた行事)	練習・準備・本番	施設・設備器具・冷暖房利用料金	100%
市内にある学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校(高等学校及び大学を除く)、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設の幼児、児童又は生徒が利用するとき	練習・準備	施設利用料金	75%
		設備器具・冷暖房利用料金	50%
	本番	施設・設備器具・冷暖房利用料金	50%
学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 55 条第 1 項の規定により指定された技能教育のための施設もしくは児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設の幼児、児童、生徒、学生が利用するとき	練習・準備	施設利用料金	75%
	本番		50%
若手アーティスト支援事業 39 歳以下の鳥取市芸術家バンク登録者が、その登録内容で利用するとき (出演者の過半数が 39 歳以下であること)	練習・準備	施設利用料金	75%
		設備器具・冷暖房利用料金	50%
	本番	施設・設備器具・冷暖房利用料金	50%
子ども・若者を対象とした文化芸術公演 (公演の対象年齢は 0 歳から 39 歳までとする)	練習・準備	施設利用料金	75%
	本番	施設利用料金	50%
一般財団法人鳥取市教育福祉振興会が主催事業で利用するとき	練習・準備・本番	施設・設備器具・冷暖房利用料金	100%
その他特に理事長が必要と認めるとき	個々のケースにより判断		

変更日 平成 18 年 9 月 1 日
変更日 令和 6 年 4 月 1 日

許認可等の内容	利用料金の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例第 13 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 利用料金の返還は、具体的に下記のとおりとする。 1 地震、台風等の自然災害又は火災等により利用不能になったとき (1) 次のいずれかに掲げる場合に該当し、その利用に係る催し物などが始まっていないときは、利用を取り消すことができるものとする。この場合には、利用料金を全額還付し、あるいは、利用料金の請求は行わない。 ア 鳥取市文化センターの管理運営上支障が生じたとき。 イ 台風、地震などの災害により、警報が発令され、交通機関の機能が停止するなどして催し物の出演者又は講演会、研修会、学会などの講師などが出演又は出席不可能となるなどして、当該催し物が中止になったとき。 ウ 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律 73 号）第 9 条の規定に基づく内閣総理大臣の警戒宣言が発令されたことに伴って、催し物が中止されたとき。 (2) 前号のウに該当する場合であって、当該催し物が開始された以降において中止したときは、既納利用料金は、還付しないものとする。 (3) 前号にいう「当該催し物の開始」とは、当該催し物の開幕又は主催者の開会のあいさつの開始若しくは演奏会などの開始をいう。 2 利用前日までに利用許可の取消しを申し出た場合で相当の事由があると認められたとき。この場合には、利用料金を全額還付し、あるいは、利用料金の請求は行わない。 ここでの、「相当の事由」とは、出演予定者の事故、病気等により開演することが不可能となった場合などをいう。 3 文化活動ブースの利用者に対しては、次のとおりとする。 (1) 鳥取市文化センターの管理運営上支障が生じたとき 全額返還 (2) 利用開始後、月の途中で利用の取消しを申し出た場合 利用を取り消す日の属する月（以下「利用終了月」という。）分の既納の利用料金の額から日割りをもって計算した利用料金の額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除して得た額（利用終了月の翌月以後の月分に係る利用料金（以下「利用終了月後の利用料金」という。）を既に納付している場合は、当該額に既納の利用終了月の利用料金の全額を加算した額。）			
変更日 平成 18 年 9 月 1 日 変更日 令和 6 年 4 月 1 日			

教委 5-37

許認可等の内容	特別な設備等の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例第 16 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 特別な設備等の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 センターに当該設備等を設ける必要性があり、かつ、鳥取市文化センターの用途、目的を妨げないと認められること。 3 容易かつ確実に原状に回復することができると認められること。			
変更日 平成 18 年 9 月 1 日 変更日 令和 6 年 4 月 1 日			

教委 5-38

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布、資料の複写又は撮影及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例第 17 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 鳥取市文化センター及びその敷地内における印刷物、ポスター等の掲示又は配布、資料の複写又は撮影及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 鳥取市文化センターで当該行為を行う必要性があり、かつ、鳥取市文化センターの用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。			
変更日 平成 18 年 9 月 1 日 変更日 令和 6 年 4 月 1 日			

教委 5－39

許認可等の内容	視聴覚機器の貸出し		
根拠法令及び条項	鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例第 19 条第 1 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	1 日	設 定 日	令和 6 年 4 月 1 日
審 査 基 準 視聴覚ライブラリーの視聴覚機器の貸出しの許可は、条例第 19 条第 1 項に該当するかどうかについて審査し、決定する。			

教委 5－40

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例第 5 条第 1 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 トレーニングセンターのうち、別表第 1 から別表第 3 までに掲げる施設の利用の許可は、第 6 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 及び 2 の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又はトレーニングセンター設置の目的に照らして不適当な利用の目的又は形態等であると認められるときをいう。			
変更日 平成 24 年 4 月 1 日 変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－41

許認可等の内容	利用料金の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例第 8 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 利用料金の減免は、次のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 市又は市の機関が主催する行事に利用するとき。 2 市内にある学校教育法による学校（高等学校及び大学を除く。）の学校教育活動の一環として、幼児、児童又は生徒が利用するとき。 3 鳥取県高等学校体育連盟が主催する大会で利用するとき。 4 鳥取市スポーツ協会が主催するスポーツ教室のとき。 5 その他特に教育長が必要と認めるとき。 なお、減免の程度は、個々のケースにより判断する。 変更日 平成 23 年 4 月 1 日 変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－42

許認可等の内容	既納利用料金の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例第 9 条ただし書		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 既納利用料金の返還は、次のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 利用者の責めに帰さない理由により利用できないとき。 ここで、「利用者の責めに帰さない理由」とは、災害などによりトレーニングセンター自体に利用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により利用できない場合をいう。 2 利用の開始前に、利用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。 なお、返還する額は、上記 1 の場合は全額とし、上記 2 の場合は利用の 3 日前までに利用許可の取消しを申し出た場合は全額とし、利用の開始前に利用許可の取消しを申し出たときは半額とする。 変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－43

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例第 12 条第 1 項第 4 号		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	1 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 トレーニングセンターで当該行為を行う必要性があり、かつ、トレーニングセンターの用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。 変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－44

許認可等の内容	使用又は利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例第 3 条第 1 項・第 15 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 運動広場の使用又は利用の許可は、第 4 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用又は利用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 及び 2 の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は運動広場設置の目的に照らして不適当な使用又は利用の目的又は形態等であると認められるときをいう。 変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－45

許認可等の内容	使用又は利用料金の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例第 6 条・第 17 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 使用料の減免は条例第 6 条の規定により、利用料金の減免は条例第 17 条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。ここで、「公益上特に必要と認める」とは、運動広場の設置目的から判断して使用料又は利用料金を減免することが公益的見地から妥当であることをいい、次のような場合などがある。 1 市又は市の機関が主催する行事に使用するとき。 2 市内にある学校教育法による学校（高等学校及び大学を除く。）の学校教育活動の一環として、幼児、児童又は生徒が使用するとき。 3 鳥取県高等学校体育連盟が主催する大会で使用するとき。 4 鳥取市スポーツ協会が主催するスポーツ教室のとき。 5 その他特に教育長が必要と認めるとき。 なお、減免の程度は、個々のケースにより判断する。 変更日 平成 23 年 4 月 1 日 変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－46

許認可等の内容	既納使用料又は既納利用料金の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例第 7 条・18 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 既納使用料又は既納利用料金の返還は、返還に特別な事由があると認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。 1 使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。 ここで、「使用者の責めに帰さない理由」とは、災害などにより運動広場自体に使用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により使用できない場合をいう。 2 使用の開始前に、使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。 なお、返還する額は、上記 1 の場合は全額とし、上記 2 の場合は使用前 3 日までに使用許可の取消しを申し出た場合は全額とし、使用の開始前に使用許可の取消しを申し出たときは半額とする。 変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5-47

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例第 10 条第 1 項第 4 号		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「使用又は利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 運動広場で当該行為を行う必要性があり、かつ、運動広場の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用又は利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。 変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5-48

許認可等の内容	使用又は利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例第 3 条第 1 項・第 18 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 体育館の使用又は利用の許可は、条例第 4 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。 1 公安又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 建物又は器具等を破損するおそれがあると認めるとき。 3 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 4 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用その他政治活動のための利用と認めるとき。 5 専ら営利を目的とするための利用と認めるとき。 6 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 から 3 までの場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。また、体育館の設置の目的から判断して不適当な使用の又はその形態等であれば、許可しない場合もある。 なお、使用又は利用の申込みの受付は、次のとおりとする。 (1) 全国的な競技大会等に使用する場合は、使用しようとする日の属する年度の前年度の 2 月から受け付ける。 (2) 1 以外の場合は、条例施行規則第 6 条により使用日の属する月の 2 月前から申込みを受け付ける。 変更日 平成 21 年 4 月 1 日 変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－49

許認可等の内容	使用料又は利用料金の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例第 8 条・第 20 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 使用料の減免は条例第 8 条の規定により、利用料金の減免は条例第 20 条の規定により、公用又は公益を目的とする体育館の使用で特別の事由があると認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに減免を行うものとする。 1 市又は市の機関が主催する行事に使用するとき。 2 市内にある学校教育法による学校（高等学校及び大学を除く。）の学校教育活動の一環として、幼児、児童又は生徒が使用するとき。 3 鳥取県高等学校体育連盟が主催する大会で使用するとき。 4 鳥取市スポーツ協会が主催するスポーツ教室のとき。 5 その他特に教育委員会が必要と認めるとき。 なお、減免の程度は、個々のケースにより判断する。			
		変更日	平成 21 年 4 月 1 日
		変更日	平成 23 年 4 月 1 日
		変更日	平成 25 年 4 月 1 日
		変更日	令和 8 年 4 月 1 日

教委 5－49－2

許認可等の内容	利用料金の減免（河原町総合体育館、河原町勤労者体育館）		
根拠法令及び条項	鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例第 20 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	令和 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 利用料金の減免は、次のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 市又は市の機関が主催する行事に使用するとき。 2 市内にある学校教育法による学校（高等学校及び大学を除く。）の学校教育活動の一環として、幼児、児童又は生徒が使用するとき。 3 旧河原町内に居住している小中学生又は高齢者（65 歳以上の者）が使用するとき。 4 鳥取県高等学校体育連盟が主催する大会で使用するとき。 5 鳥取市スポーツ協会が主催するスポーツ教室のとき。 6 その他特に教育委員会が必要と認めるとき。 なお、減免の程度は、個々のケースにより判断する。			

教委 5－50

許認可等の内容	既納使用料又は既納利用料金の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例第 9 条・第 21 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 既納使用料又は既納利用料金の返還は、返還に特別な事由があると認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。 1 災害又は使用者の責めに帰さない事由に基づいて体育館を使用することができなくなったとき。 ここで、「使用者の責めに帰さない事由」とは、体育館自体に使用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により使用できない場合などをいう。 2 使用前 3 日までに使用許可の取消しを申し出た場合で相当の事由があると認めるとき。 返還する額は、次のとおりとする。 (1) 上記 1 の場合 全額 (2) 上記 2 の場合 8 割 変更日 平成 21 年 4 月 1 日			

教委 5－51

許認可等の内容	特別な設備等の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例第 10 条・18 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 特別な設備等の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「使用又は利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 体育館に当該設備等を設ける必要性があり、かつ、体育館の用途、目的を妨げないと認められること。 3 容易かつ確実に原状に回復することができると認められること。 変更日 平成 21 年 4 月 1 日 変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－52

許認可等の内容	制限行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例第 15 条・第 18 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 物品の販売など制限行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「使用又は利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 体育館で当該行為を行う必要性があり、かつ、体育館の用途、目的を妨げないと認められること。 具体的には、スポーツ大会を開催する目的で「使用又は利用の許可」を得た場合におけるスポーツ用品の販売、選手派遣のための寄付の募集、大会ポスターの掲示、チラシの配布などがある。 変更日 平成 21 年 4 月 1 日 変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－53

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例第 5 条第 1 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 12 年 10 月 1 日
審 査 基 準 武道館の利用の許可は、条例第 6 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 集団的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 4 1～3 に掲げるときのほか、武道館の管理上支障があると認めるとき。 ここで、「1～3 に掲げるときのほか、武道館の管理上支障がある」とは、1～3 の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。 また、武道館の設置の目的からも判断して不適当な使用の目的又はその形態等であれば許可しない。 変更日 平成 21 年 4 月 1 日 変更日 令和 6 年 4 月 1 日			

教委 5－54

許認可等の内容	利用料金の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例第8条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 12 年 10 月 1 日
審 査 基 準 利用料金の減免は条例第8条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに減免を行うものとする。 1 市又は市の機関が主催する行事に利用するとき。 2 市内にある学校教育法による学校（高等学校及び大学を除く。）の学校教育活動の一環として、幼児、児童又は生徒が利用するとき。 3 鳥取県高等学校体育連盟が主催する大会で利用するとき。 4 鳥取市スポーツ協会が主催する武道教室のとき。 5 その他特に教育委員会が必要と認めるとき。なお、減免の程度は、個々のケースにより判断する。 変更日 平成 23 年 4 月 1 日 変更日 令和 6 年 4 月 1 日 変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－54－2

許認可等の内容	利用料金の減免（鳥取市弓道場）		
根拠法令及び条項	鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例第8条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	令和 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 利用料金の減免は条例第8条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに減免を行うものとする。 1 市又は市の機関が主催する行事に利用するとき。 2 鳥取市弓道協会が自主事業として、弓道教室、弓道大会、イベント、講習会等を開催するとき。 3 市内にある学校教育法による学校（高等学校及び大学を除く。）の学校教育活動の一環として、幼児、児童又は生徒が利用するとき。 4 東部中体連に所属する学校、生徒が学校教育活動の一貫として利用するとき。 5 鳥取県高等学校体育連盟が主催する大会で利用するとき。 6 鳥取市スポーツ協会が主催する武道教室のとき。 7 その他特に教育委員会が必要と認めるとき。なお、減免の程度は、個々のケースにより判断する。			

教委 5－55

許認可等の内容	利用料金の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 12 年 10 月 1 日
審 査 基 準 利用料金の返還は、返還に特別な事由があると認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。 1 利用者の責めに帰さない理由により利用できないとき。 ここで、「利用者の責めに帰さない理由」とは、次のとおりとする。 (1) 大雨、大雪、雷、強風等の天候不順により、利用できないとき。 (2) 地震等の災害の発生により、利用できないとき。 (3) 利用者に責任のない事故等の不可抗力により、利用できないとき。 2 利用開始前に利用許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めたとき。なお、返還する額は、上記 1 の場合は全額とし、上記 2 の場合は個々のケースにより判断する。 変更日 令和 6 年 4 月 1 日			

教委 5－56

許認可等の内容	特別な設備等の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例第 12 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 12 年 10 月 1 日
審 査 基 準 特別な設備等の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 武道館に当該設備等を設ける必要性があり、かつ、武道館の用途、目的を妨げないと認められること。 3 容易かつ確実に原状に回復することができると認められること。 変更日 平成 21 年 4 月 1 日 変更日 令和 6 年 4 月 1 日			

教委 5－57

許認可等の内容	物品販売等の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例第 15 条第 1 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 12 年 10 月 1 日
審 査 基 準 物品販売等の行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 武道館で当該行為を行う必要性があり、かつ、武道館の用途、目的を妨げないと認められること。 具体的には、武道の大会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における武道具用品の販売、選手派遣のための寄附の募集、大会ポスターの掲示又はチラシの配布などがある。 変更日 平成 21 年 4 月 1 日 変更日 令和 6 年 4 月 1 日			

教委 5－58

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例第 5 条第 1 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 鳥取市海洋センターの利用の許可は、条例第 6 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備若しくは器具等を破損し、若しくは滅失するおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 及び 2 の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。 また、鳥取市海洋センターの設置の目的からも判断して不適当な利用の目的又はその形態等であれば、許可しない場合もある。			

教委 5－58－2

許認可等の内容	利用の許可（鳥取市B＆G海洋センター）		
根拠法令及び条項	鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例第5条第1項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	7日	設 定 日	令和6年4月1日
審 査 基 準 鳥取市海洋センターの利用の許可は、条例第6条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備若しくは器具等を破損し、若しくは滅失するおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。 また、鳥取市海洋センターの設置の目的からも判断して不適当な利用の目的又はその形態等であれば、許可しない場合もある。			

教委 5－59

許認可等の内容	利用料金の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例第8条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	14日	設 定 日	平成8年4月1日
審 査 基 準 利用料金の減免は、次のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 市又は市の機関が主催する行事に利用するとき。 2 市内にある学校教育法による学校（高等学校及び大学を除く。）の学校教育活動の一環として、幼児、児童又は生徒が利用するとき。 3 鳥取県高等学校体育連盟が主催する大会で利用するとき。 4 鳥取市スポーツ協会が主催するスポーツ教室のとき。 5 その他特に教育委員会が必要と認めるとき。 なお、減免の程度は、個々のケースにより判断する。			
変更日 令和8年4月1日			

教委 5-59-2

許認可等の内容	利用料金の減免（鳥取市B＆G海洋センター）		
根拠法令及び条項	鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例第8条		
担当課	生涯学習・スポーツ課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	14日	設定日	令和6年4月1日
審査基準 利用料金の減免は、次のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 市又は市の機関が主催する行事に利用するとき。 2 市内にある学校教育法による学校（高等学校及び大学を除く。）の学校教育活動の一環として、幼児、児童又は生徒が利用するとき。 3 鳥取県高等学校体育連盟が主催する大会で利用するとき。 4 鳥取市スポーツ協会が主催するスポーツ教室のとき。 5 その他特に教育委員会が必要と認めるとき。 なお、減免の程度は、個々のケースにより判断する。			
		変更日	令和8年4月1日

教委 5-60

許認可等の内容	利用料金の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標 準 処 理 期 間	14 日	設 定 日	平成 8 年 7 月 1 日
審 査 基 準 利用料金の返還は、次のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 利用者の責めに帰さない理由により利用できないとき。 ここで、「利用者の責めに帰さない理由」とは、次のとおりとする。 (1) 大雨、大雪、雷、強風等の天候不順により、利用できないとき。 (2) 地震等の災害の発生により、利用できないとき。 (3) 利用者に責任のない事故などの不可抗力により、利用できないとき。 2 利用開始前に利用許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めたとき。 なお、返還する額は、上記 1 の場合は全額とし、上記 2 の場合は個々のケースにより判断する。			

教委 5-60-2

許認可等の内容	利用料金の返還（鳥取市B & G海洋センター）		
根拠法令及び条項	鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	令和 6 年 4 月 1 日
審 査 基 準 利用料金の返還は、次のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 利用者の責めに帰さない理由により利用できないとき。 ここで、「利用者の責めに帰さない理由」とは、次のとおりとする。 (1) 大雨、大雪、雷、強風等の天候不順により、利用できないとき。 (2) 地震等の災害の発生により、利用できないとき。 (3) 利用者に責任のない事故などの不可抗力により、利用できないとき。 2 利用開始前に利用許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めたとき。 なお、返還する額は、上記 1 の場合は全額とし、上記 2 の場合は個々のケースにより判断する。			

教委 5-61

許認可等の内容	特別な設備等の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例第 12 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 特別な設備等の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 鳥取市海洋センターに当該設備等を設ける必要性があり、かつ、鳥取市海洋センターの用途、目的を妨げないと認められること。 3 容易かつ確実に原状に回復することができると認められること。			

教委 5-61-2

許認可等の内容	特別な設備等の許可（鳥取市B＆G海洋センター）		
根拠法令及び条項	鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例第12条		
担当課	生涯学習・スポーツ課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	14日	設定日	令和6年4月1日
審査基準 特別な設備等の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「利用の許可（鳥取市B＆G海洋センター）」の審査基準を満たしていること。 2 鳥取市海洋センターに当該設備等を設ける必要性があり、かつ、鳥取市海洋センターの用途、目的を妨げないと認められること。 3 容易かつ確実に原状に回復することができると認められること。			

教委 5-62

許認可等の内容	物品販売等の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例第15条		
担当課	生涯学習・スポーツ課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	14日	設定日	平成8年4月1日
審査基準 物品販売等の行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 鳥取市海洋センターで当該行為を行う必要性があり、かつ、鳥取市海洋センターの用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、スポーツ大会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合におけるスポーツ用品の販売、ポスターの掲示、チラシの配布などがある。			

教委 5－62－2

許認可等の内容	物品販売等の許可（鳥取市B＆G海洋センター）		
根拠法令及び条項	鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例第 15 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	令和 6 年 4 月 1 日
審 査 基 準 物品販売等の行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「利用の許可（鳥取市B＆G海洋センター）」の審査基準を満たしていること。 2 鳥取市海洋センターで当該行為を行う必要性があり、かつ、鳥取市海洋センターの用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、スポーツ大会を開催する目的で「利用の許可（鳥取市B＆G海洋センター）」を得た場合におけるスポーツ用品の販売、ポスターの掲示、チラシの配布などがある。			

教委 5－63

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第 3 条第 1 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 広場の使用の許可は、第 4 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 及び 2 の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は広場設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。			

教委 5-63-2

許認可等の内容	利用の許可（鳥取市青谷町グラウンド）		
根拠法令及び条項	鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第3条第1項・第15条第2項		
担当課	生涯学習・スポーツ課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	令和8年4月1日
審査基準 広場の利用の許可は、第4条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は広場設置の目的に照らして不適当な利用の目的又は形態等であると認められるときをいう。			

教委 5-64

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第6条		
担当課	生涯学習・スポーツ課	処分権者	教育長
標準処理期間	7日	設定日	平成16年11月1日
審査基準 使用料の減免は、条例第6条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。ここで、「公益上特に必要と認める」とは、広場の設置目的から判断して使用料を減免することが公益的見地から妥当であることをいい、次のような場合などがある。 1 市又は市の機関が主催する行事に使用するとき。 2 市内にある学校教育法による学校（高等学校及び大学を除く。）の学校教育活動の一環として、幼児、児童又は生徒が使用するとき。 3 鳥取県高等学校体育連盟が主催する大会で使用するとき。 4 鳥取市スポーツ協会が主催するスポーツ教室のとき。 5 その他特に教育委員会が必要と認めたとき。 なお、減免の程度は、個々のケースにより判断する。 変更日 平成23年4月1日 変更日 令和8年4月1日			

教委 5-64-2

許認可等の内容	利用料金の減免（鳥取市青谷町グラウンド）		
根拠法令及び条項	鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第 17 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	令和 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 利用料金の減免は、条例第 17 条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。ここで、「公益上特に必要と認める」とは、広場の設置目的から判断して利用料金を減免することが公益的見地から妥当であることをいい、次のような場合などがある。 1 市又は市の機関が主催する行事に利用するとき。 2 市内にある学校教育法による学校（高等学校及び大学を除く。）の学校教育活動の一環として、幼児、児童又は生徒が利用するとき。 3 鳥取県高等学校体育連盟が主催する大会で利用するとき。 4 鳥取市スポーツ協会が主催するスポーツ教室のとき。 5 その他特に教育委員会が必要と認めたとき。 なお、減免の程度は、個々のケースにより判断する。			

教委 5-65

許認可等の内容	既納使用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第 7 条ただし書		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 既納使用料の返還は、条例第 7 条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。 1 災害その他使用者の責めに帰さない理由に基づいて使用を中止したとき。 ここで、「使用者の責めに帰さない理由」とは、災害などにより広場自体に使用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により使用できない場合をいう。 2 使用前に使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。 返還する額は、次のとおりとする。 (1) 上記 1 の場合 全額 (2) 上記 2 の場合 8 割			

教委 5-65-2

許認可等の内容	既納利用料金の返還（青谷町グラウンド）		
根拠法令及び条項	鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第 18 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	令和 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 既納利用料金の返還は、返還に特別な事由があると認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。 1 災害その他利用者の責めに帰さない理由に基づいて利用を中止したとき。 ここで、「利用者の責めに帰さない理由」とは、災害などにより広場自体に利用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により利用できない場合をいう。 2 利用前に利用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。 返還する額は、次のとおりとする。 (1) 上記 1 の場合 全額 (2) 上記 2 の場合 8 割			

教委 5-66

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第 10 条第 1 項第 4 号		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 広場で当該行為を行う必要性があり、かつ、広場の用途、目的を妨げないと認められること。 具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。			

教委 5-66-2

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可 (鳥取市青谷町グラウンド)		
根拠法令及び条項	鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第 10 条第 1 項第 4 号		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	令和 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 広場で当該行為を行う必要性があり、かつ、広場の用途、目的を妨げないと認められること。 具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。			

教委 5-67

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市プールの設置及び管理に関する条例第 3 条第 1 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 プールの使用又は利用の許可は、条例第 5 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用又は利用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 4 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 1 項に規定する感染症をいう。）の所見が認められるとき。 5 酒気を帯びていると認められるとき。 6 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 及び 2 の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的にみて他の使用者又は利用者の使用又は利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。 また、プールの設置の目的から判断して不適当な使用又は利用の目的若しくはその形態等であれば、許可しない場合もある。			
変更日 平成 21 年 4 月 1 日 変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－68

許認可等の内容	使用料又は利用料金の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市プールの設置及び管理に関する条例第 8 条・第 18 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 使用料の減免は、条例第 8 条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに減免を行うものとする。 1 市又は市の機関が主催する行事に使用するとき。 2 市内にある学校教育法による学校（高等学校及び大学を除く。）の学校教育活動の一環として、幼児、児童又は生徒が使用するとき。 3 鳥取県高等学校体育連盟が主催する大会で使用するとき。 4 鳥取市スポーツ協会が主催するスポーツ教室のとき。 5 その他特に教育委員会が必要と認めるとき。 なお、減免の程度は、個々のケースにより判断する。 変更日 平成 23 年 4 月 1 日 変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－69

許認可等の内容	既納使用料又は既納利用料金の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市プールの設置及び管理に関する条例第 9 条・第 19 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 既納使用料又は既納利用料金の返還は、返還に特別な事由があると認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。 1 使用者又は利用者の責めに帰さない理由により、使用又は利用を中止したとき。 ここで「使用者又は利用者の責めに帰さない理由」とは、次のとおりとする。 (1) 大雨、大雪、雷、強風等の天候不順により、使用又は利用できないとき。 (2) 地震等の災害の発生により、使用又は利用できないとき。 (3) 使用者又は利用者に責任のない事故等の不可抗力により、使用又は利用できないとき。 2 使用又は利用前に使用又は利用許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。 なお、返還する額は、上記 1 の場合は全額とし、上記 2 の場合は個々のケースにより判断する。 変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5-70

許認可等の内容	特別な設備の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市プールの設置及び管理に関する条例第 10 条		
担当課	生涯学習・スポーツ課	処分権者	教育長又は指定管理者
標準処理期間	14 日	設定日	平成 8 年 4 月 1 日
審査基準 特別な設備の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「使用又は利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 プールに当該設備を設ける必要性があり、かつ、プールの用途、目的を妨げないと認められること。 3 容易かつ確実に原状に回復することができると認められること。			
		変更日	平成 21 年 4 月 1 日
		変更日	令和 8 年 4 月 1 日

教委 5-71

許認可等の内容	営業行為等の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市プールの設置及び管理に関する条例第 14 条第 1 項第 1 号		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
標 準 処 理 期 間	14 日	設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日
審 査 基 準 営業行為等の承認は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 プールで当該行為を行う必要性があり、かつ、プールの用途、目的を妨げないと認められること。 具体的には、競技会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における水泳用品の販売、大会ポスターの掲示、チラシの配布などがある。			
変更日 平成 21 年 4 月 1 日			

教委 5－72

許認可等の内容	使用又は利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例第 3 条第 1 項・第 15 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 8 年 7 月 1 日
審 査 基 準 テニスコートの使用又は利用の許可は、条例第 4 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用又は利用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 及び 2 の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。 また、テニスコートの設置の目的から判断して不適当な目的又はその形態等であれば、許可しない場合もある。 なお、使用又は利用の申込みの受付は、次のとおりとする。 1 全国的な競技大会等に使用する場合は、使用しようとする日の属する年度の前年度の 2 月から受け付ける。 2 上記 1 以外の場合は、インターネットによる予約抽選のみ受け付ける。 3 インターネットによる予約抽選後は、使用申込書を受け付けた順序による。 変更日 平成 21 年 4 月 1 日 変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－73

許認可等の内容	使用料又は利用料金の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例第 6 条・第 17 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 使用料の減免は条例第 6 条、利用料金の減免は第 17 条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに減免を行うものとする。 1 市又は市の機関が主催する行事に使用するとき。 2 市内にある学校教育法による学校（高等学校及び大学を除く。）の学校教育活動の一環として、幼児、児童又は生徒が使用するとき。 3 鳥取県高等学校体育連盟が主催する大会で使用するとき。 4 鳥取市スポーツ協会が主催するスポーツ教室のとき。 5 その他特に教育委員会が必要と認めたとき。 なお、減免の程度は、個々のケースにより判断する。 変更日 平成 23 年 4 月 1 日 変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－74

許認可等の内容	既納使用料又は既納利用料金の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市テニスコールの設置及び管理に関する条例第 8 条・第 18 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 既納使用料又は既納利用料金の返還は、返還に特別な事情があると認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。 1 使用者の責めに帰さない理由により使用を中止したとき。 ここで「使用者の責めに帰さない理由」とは、次のとおりとする。 (1) 大雨、大雪、雷、強風等の天候不順により、使用できないとき。 (2) 地震等の災害の発生により、使用できないとき。 (3) 使用者に責任のない事故等の不可抗力により、使用ができないとき。 2 使用の開始前に使用許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めたとき。 なお、使用予定日前の取消しについては、インターネットによる使用申込みの規定に準ずる。 また、返還する額は、上記 1 の場合は全額とし、上記 2 の場合は個々のケースにより判断する。			

教委 5－75

許認可等の内容	特別な設備等の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市テニスコールの設置及び管理に関する条例第 10 条・第 15 条第 2 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 特別な設備等の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「使用又は利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 テニスコールに当該設備等を設ける必要性があり、かつ、テニスコールの用途、目的を妨げないと認められること。 3 容易かつ確実に原状に回復することができると認められること。 変更日 平成 21 年 4 月 1 日 変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

許認可等の内容	物品販売等の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市テニスコールの設置及び管理に関する条例第 13 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長又は指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 物品販売等の行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「使用又は利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 テニスコールで当該行為を行う必要性があり、かつ、テニスコールの用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、競技会を開催する目的で「使用又は利用の許可」を得た場合におけるテニス用品の販売などがある。 変更日 平成 21 年 4 月 1 日 変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例第5条第1項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	7日	設 定 日	平成8年4月1日
審 査 基 準 鳥取市営サッカー場の利用の許可は、条例第6条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、又は滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1から3までの場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。加えて、メインスタジアムの芝の状態を良好に保つため、次の方針で審査する。 1 各種大会等の利用とし、練習（練習試合を含む）での利用に優先する。 2 1日の試合数を小学生の大会は3試合、中学生以上については2試合を限度とし、年間の試合数は90試合を限度とする。 3 連続4日以上の利用は禁止する。また、3日以上の利用後10日間は芝養生のため利用を制限する。 4 Jリーグ及びこれに準ずる大会前の4週間前は、芝養生のため利用を制限する。 5 毎年8月の1ヵ月間は、芝養生のため利用を制限する。 6 芝の冬季休眠期（1月～2月）はサッカーの利用を制限する。 7 メインスタジアムの多目的利用（サッカー以外）については、芝に損傷を与えない利用目的のものについて受け付ける。 8 その他芝の状態が不良のときには、利用を制限する。 変更日 平成13年10月1日 変更日 平成21年4月1日			

教委 5-78

許認可等の内容	特別な設備等の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例第 12 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 特別な設備等の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 サッカー場に当該設備等を設ける必要性があり、かつ、サッカー場の用途、目的を妨げないと認められること。 3 容易かつ確実に原状に回復することができると認められること。 変更日 平成 21 年 4 月 1 日			

教委 5-79

許認可等の内容	制限行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例第 16 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 制限行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 サッカー場で当該行為を行う必要性があり、かつ、サッカー場の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、サッカーの競技会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合におけるサッカー用品の販売、選手派遣のための寄付の募集、大会ポスターの掲示又はチラシの配布などがある。 変更日 平成 21 年 4 月 1 日			

教委 5－80

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市若葉台スポーツセンターの設置及び管理に関する条例第 5 条第 1 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標 準 処 理 期 間	7 日	設 定 日	平成 25 年 4 月 1 日
審 査 基 準 スポーツセンターの利用の許可は、条例第 6 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 から 3 までの場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。加えてグラウンドの芝の状態を良好に保つため、次の方針で審査する。 1 グラウンド利用については、芝に損傷を与えない利用目的のものについて受け付ける。 2 その他芝の状態が不良のときには、利用を制限する。			

教委 5－81

許認可等の内容	特別な設備等の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市若葉台スポーツセンターの設置及び管理に関する条例第 12 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標 準 処 理 期 間	14 日	設 定 日	平成 25 年 4 月 1 日
審 査 基 準 特別な設備等の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 スポーツセンターに当該設備等を設ける必要があり、かつ、スポーツセンターの用途、目的を妨げないと認められること。 3 容易かつ確実に原状に回復することができると認められること。			

教委 5－82

許認可等の内容	制限行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市若葉台スポーツセンターの設置及び管理に関する条例第 16 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 25 年 4 月 1 日
審 査 基 準 制限行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 スポーツセンターで当該行為を行う必要があり、かつ、スポーツセンターの用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、サッカーの競技会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合におけるサッカー用品の販売、選手派遣のための寄付の募集、大会ポスターの掲示又はチラシの配布などがある。			

教委 5－83

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市青谷町運動公園の設置及び管理に関する条例第 3 条第 1 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 運動公園の使用の許可は、第 4 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、使用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備、器具等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。ここで、「暴力団の利益となると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動資金となる興行を行うとき等をいう。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 から 3 までの場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的に見て他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は運動公園設置の目的に照らして不適当な使用の目的又は形態等であると認められるときをいう。			
変更日 平成 24 年 4 月 1 日			

教委 5－84

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市青谷町運動公園の設置及び管理に関する条例第6条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 使用料の減免は、条例第 6 条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。ここで、「公益上特に必要と認める」とは、具体的に次のいずれかに該当する場合などをいう。 1 競技会、展示会、写真撮影などの催しのため公園の一部を占有して使用する場合で当該行為が営利を目的とせず、かつ、入場料等の料金を徴収しないもので地域住民のふれあいの場として使用する場 2 水道管、下水管、ガスパ等で地下に埋設するもので、国、地方公共団体その他公共的団体において公用、公共用に供する場合 3 町内会、公園愛護会等が遊具等公園施設を設置し、地域住民の利用に供する場合 4 町内会、公園愛護会等が公園の維持管理を行うための用具等を保管する工作物及び防災器具庫等設ける場合 5 国、地方公共団体が主催し、公園の一部を占有して使用する場合。 6 市内にある学校教育法による学校（高等学校及び大学を除く。）の学校教育活動の一環として、幼児、児童又は生徒が使用する場 例：①市内中学校の部活動、②市内幼稚園の活動、③市内保育園の活動、 ④鳥取市小学校体育連盟主催の大会、⑤鳥取市中学校体育連盟主催の大会など 7 高等学校体育連盟が主催する大会で使用する場 8 鳥取市スポーツ協会が主催するスポーツ教室で使用する場 なお、減免の程度は、個々のケースにより判断する。 変更年月日 平成 25 年 4 月 1 日 変更日 令和 8 年 4 月 1 日			

教委 5－85

許認可等の内容	既納使用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市青谷町運動公園の設置及び管理に関する条例第 7 条ただし書		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 既納使用料の返還は、条例第 7 条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。 1 災害その他使用者の責めに帰さない理由に基づいて使用を中止したとき。 ここで、「使用者の責めに帰さない理由」とは、災害などにより運動公園自体に使用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により使用できない場合をいう。 2 使用前に使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。 返還する額は、次のとおりとする。 (1) 上記 1 の場合 全額 (2) 上記 2 の場合 使用前 3 日までに使用の取消しを申し出た場合 全額 (3) 上記以外の場合 半額			

教委 5-86

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市青谷町運動公園の設置及び管理に関する条例第 10 条第 1 項第 4 号		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	1 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 運動公園で当該行為を行う必要性があり、かつ、運動公園の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。			

教委 5-87

許認可等の内容	利用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市さじコスモスの館の設置及び管理に関する条例第 5 条第 1 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	7 日	設 定 日	令和 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 鳥取市さじコスモスの館の利用の許可は、条例第 6 条各号に規定する許可の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときは、利用の許可は行わないものとする。 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 2 施設、設備若しくは器具等を破損し、若しくは滅失するおそれがあると認めるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。 4 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1 及び 2 の場合に準ずるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるとき又は鳥取市さじコスモスの館の設置の目的からも判断して不適当な利用の目的又はその形態等であると認められるときをいう。			

教委 5－88

許認可等の内容	利用料金の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市さじコスモスの館の設置及び管理に関する条例第 8 条		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	令和 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 利用料金の減免は、次のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 市又は市の機関が主催する行事で木工体験施設を利用するとき。 2 市内にある学校教育法による学校（高等学校及び大学を除く。）の学校教育活動の一環として、木工体験施設を幼児、児童又は生徒が利用するとき。 3 その他特に教育委員会が必要と認めるとき。 なお、減免の程度は、個々のケースにより判断する。			

教委 5－89

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市さじコスモスの館の設置及び管理に関する条例第 11 条第 1 項第 4 号		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	14 日	設 定 日	令和 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 「利用の許可」の審査基準を満たしていること。 2 鳥取市さじコスモスの館で当該行為を行う必要性があり、かつ、鳥取市さじコスモスの館の用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、大会や講演会を開催する目的で「利用の許可」を得た場合における物品や書籍の販売、広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置などがある。			